

融資制度のご案内

市では低金利で借りやすい融資制度を設けており、一部信用保証料の補助を行っています。

喜多方市中小企業振興資金融資制度

■ 一般枠

主たる事業所を1年以上市内に有し（個人事業主の場合は、住所を1年以上市内に有し）、同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない方。

■ 新規創業枠

市内で新たに事業を開始しようとしている又は開業して1年以内であり、主たる事業所を市内に有し（事業を開始しようとする者の場合は、主たる事業所を市内に設置する見込みであること）、市税を滞納していない方。

■ セーフティネット保証枠

主たる事業所を1年以上市内に有し（個人事業主の場合は、住所を1年以上市内に有し）、同一事業を1年以上営み、市税を滞納しておらず、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の認定を受けた方。

※中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の認定については別途申請が必要です。

	一般枠	新規創業枠	セーフティネット保証枠
融資限度額	2,000万円	800万円	2,000万円
融資期間	10年以内	10年以内	10年以内 (据置2年以内)
融資利率	固定 年2.6%以下	固定 年2.7%	固定 年2.0%以下
信用保証料率	年 1.90%~0.45%の9区分 ①1.90% ②1.75% ③1.55% ④1.35% ⑤1.15% ⑥1.00% ⑦0.80% ⑧0.60% ⑨0.45%		年 0.75%

★ 信用保証料の補助があります！（喜多方市中小企業振興資金融資制度の利用者のみ）

信用保証料の1/2の額（小数点以下は切り捨て）を補助します。

- ・別途、取扱金融機関経由で市への補助金交付申請が必要です。
- ・融資を早期完済し、信用保証料の返戻があった場合、当初の補助額が経過保証料を超過した分については市に返還していただきます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syoukou/1871.html>



市HPの
QRコードは
こちら

喜多方市中小企業振興資金融資制度・信用保証料の補助についてのお問い合わせ

喜多方市商工観光課（TEL 0241-24-5233） または 市内取扱金融機関 まで

（市内取扱金融機関：東邦銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫、会津商工信用組合）